

服装基準

令和5年4月1日
一般社団法人大阪倶楽部

社員来館時の服装として下記を原則とする。

(倶楽部細則第9条を基本とする)

【原則】倶楽部社員としての品格を重んじ、ビジネスパーソンとしての節度ある服装とします。また同伴者にもこの主旨を理解いただき、社員同様に品格ある服装での入場を促してください。

◎は基本型

	基本型	カジュアルデー(金・土)
	通年	通年カジュアルデー
年間	◎スーツ、ジャケット、ワンピース	◎スーツ、ジャケット、ワンピース
	◎ワイシャツ(ネクタイ着用 ループタイ含む)・ブラウス・カットソー	・ワイシャツ(ネクタイ無しでも可) ・ブラウス・カットソー
		・襟付のスポーツシャツ可 (ポロシャツ、ハイネックシャツ含む)
	夏期略装期間	夏期カジュアルデー
5月 ～ 10月	・ジャケット無しでも可	・ジャケット無しでも可
	・ネクタイ無しでも可	・ネクタイ無しでも可
	◎ワイシャツ・ブラウス・カットソー	◎ワイシャツ・ブラウス・カットソー
	・襟付のスポーツシャツ(ポロシャツ、ハイネックシャツ含む)の場合はジャケット着用	・襟付のスポーツシャツ可 (ポロシャツ、ハイネックシャツ含む) (ジャケット無しでも可)

- (注) ① 夏期略装期間は5月から10月までとする。
 ② カジュアルデーとは、金曜日・土曜日と言う。
 ③ 短パン・膝上文のスカート、ジーンズのズボン、パンツは不可とする。
 ④ Tシャツ、ノースリーブは通年、夏期略装期間ともに不可とする。
 ⑤ シャツ・ブラウス・カットソーの裾は常にズボン・スカートの中に入れること。(裾を入れないデザインの場合除く)
 ⑥ 靴は革靴・パンプスを着用のこと。
 下駄や草履、運動靴、スニーカー、サンダルは不可とする。
 ⑦ ネクタイ必要時期にお持ちでない方には、受付にて貸与する。

上記基準が、身体及び健康上の理由から適さない場合は、申し出により除外することができる。

以上